

保健だより

◆問い合わせ先
(総合健診、子宮がん検診、
乳がん検診を除く)
健康増進課
(谷和原保健福祉センター内)
☎ 25-2100

つくばみらい市の予防接種について

三種混合予防接種の接種間隔を守りましょう！

三種混合予防接種は、予防接種法に基づき定期予防接種として接種時期・接種間隔が定められています。

第1期初回の間隔が8週を超えた場合は、定期予防接種としては受けられません。

(ただし第1期追加については、接種間隔が1年6か月を超えても定期予防接種となります。)

以上のことから、接種間隔を必ず守り、予防接種の計画をしてください。

【接種年齢】

生後3か月～7歳6か月未満(7歳6か月になる前2日まで)

【接種回数と接種間隔】

接種回数		接種間隔
第1期初回	3回	3～8週間隔で接種
第1期追加	1回	第1期初回接種終了後、1年～1年6か月の間に接種

三種混合予防接種第1期初回の間隔を過ぎた方へ

平成19年9月1日からは、第1期初回の間隔が8週を超えた場合は、法定外予防接種となります。

法定外予防接種を希望する場合、接種前に必ず健康増進課へ申請してください。

申請に基づき法定外予防接種券及び予診票を発行します。自己負担はありません。

*第1期追加については、接種間隔が1年6か月を超えても定期予防接種となります。

*法定外予防接種の申請は、平成19年8月27日からお受けします。(土、日、祝日を除く)

予防接種の種類

定期予防接種とは

『予防接種法』に定められているワクチンを、定められた年齢、定められた接種間隔で実施する予防接種です。

つくばみらい市法定外予防接種とは

『予防接種法』に基づかない予防接種のうち、つくばみらい市独自で実施する予防接種です。

法定外予防接種は、定期予防接種と異なり、予防接種後に健康被害が起きた場合に、国の健康被害救済制度は受けられません。つくばみらい市が加入している損害保険で対応となります。